

大垣都市計画用途地域・地区計画に係る案（神戸町決定） の縦覧について

大垣都市計画地区計画の決定及び用途地域の変更の案（神戸町決定）を都市計画法第17条第1項の規定に基づき縦覧します。

○都市計画の種類及び名称

大垣都市計画地区計画の決定（神戸町決定）

西座倉地区及び西保地区

大垣都市計画用途地域の変更（神戸町決定）

○位置及び区域

西座倉地区 岐阜県安八郡神戸町大字西座倉字本郷の一部、字宮後、
字源場

西保地区 岐阜県安八郡神戸町大字西保字村東の一部

○縦覧場所

安八郡神戸町大字神戸1111番地

神戸町役場 産業建設部 建設課

○縦覧期間

令和2年 6月10日（水）～ 6月24日（水）

○その他

神戸町の住民及び利害関係を有する方で、案について意見のある人は、意見ならびに住所及び氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称）、利害関係の内容を記載した書面を 6月24日（水）までに担当課へご提出ください。

（縦覧及び意見書の提出は、業務時間内に限ります。）

○問い合わせ先（担当課）

神戸町役場 建設課 都市計画係

TEL (0584) 27-0177